

## ○ 香取市都市計画審議会運営規程

平成23年8月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、香取市都市計画審議会条例(平成18年3月27日条例第162号)第8条の規定により、香取市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について、必要な事項を定める。

(審議会の公開)

第2条 審議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 審議会の公開は、傍聴を認めることにより行う。

3 議長は、傍聴者が係員の指示に従わないとき、又は審議会の会場の秩序を乱したと認められるときは、退場を命じることができる。

4 その他傍聴に関する事項は、審議会の開催前に会長がその都度定める。

(審議会開催の周知)

第3条 公開による審議会を開催するにあたっては、開催日の1週間前までに、次の各号に掲げる事項を広報誌等に掲載し、周知するものとする。ただし、審議会を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 審議会の開催日時

(2) 審議会の開催場所

(3) 審議会の議題

(4) 問い合わせ先

(5) その他会長が必要と認める事項

(議事録)

第4条 議長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催の日時、場所及び議案

(2) 出席した委員(臨時委員を含む。)の氏名

(3) 議事経過

(4) その他議長が指示した事項

(補則)

第5条 この規程に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 月 日から施行する。